また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ10者に追加して選抜するかどうかを決定する。

1）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

2）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における平成27・28年度一般競争参加資格において一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

3）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1200点以上であること。

4）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

5）平成14年度以降に元請けとして完成したトンネル工事で、下記㈠から㈢の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、建設共同企業体にあっては全ての構成員がこの施工実績を有していること。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

㈠　ＮＡＴＭ工法によるトンネルであること。

㈡　内空断面積（覆工後の内空面積）が40㎡以上であること。

㈢　施工延長（掘削かつ覆工）が600ｍ以上であること（明り巻含む）。

㈣　㈠～㈢は同一工事であること。

6）建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

7）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること

㈠　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㈡　平成14年度以降に、元請けとして完成した上記5）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記5）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

㈢　前記㈠の資格及び㈡の施工経験を有する専任補助者を配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者は前記㈡の施工経験を有するか、または前記㈡の施工経験に代えて下記ⓐの施工経験を有すること。（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が下記ⓐに掲げる施工経験の要件を満たしていればよい。

ⓐ　平成23年度以降に、国土交通省の北陸を含む８地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事の主任（監理）技術者もしくは現場代理人としての施工経験があること。ただし、契約工期（土曜日、日曜日、その他休日を含む）の１/２以上に従事していること。また、当該施工経験の工事の評定点合計が65点未満のものを除く。

㈣　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

8）申請書及び資料の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

9）上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

10）入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

11）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　二次審査　発注者から上記⑴に掲げる競争参加資格があると認められて選抜された者で、下記５⑶２）の期間内に技術提案書及びその施工計画を提出した者のうち、発注者から技術提案が適正であると認められた者であること。

3　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

1）施工体制

ⓐ　品質確保の実効性

ⓑ　施工体制確保の確実性

2）技術提案

ⓐ　インバートの確実な施工の工夫について

ⓑ　起点側坑口部の確実な施工の工夫について

ⓒ　覆工コンクリートの品質確保の工夫について

ⓓ　配置予定技術者のヒアリング

・技術提案の理解度

・施工上配慮すべき事項の適切性

⑵　総合評価の方法

1）標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

2）施工体制評価点及び加算点　上記⑴に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。

3）評価値　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

1）入札参加者は、次の㈠から㈢のすべての要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㈠　入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

㈡　提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㈢　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

2）１）において、評価値が最も高い者が２人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。